

4月1日から水道料金が値下げになります

嵐山町では、町民の皆様や企業の負担の軽減を図るため、平成25年4月検針分（平成25年5月請求分）から、超過料金を見直し、水道料金の値下げを実施します。改定後の水道料金は、現行の水道料金と比べ平均4.9%の引き下げとなっております。

水道事業は、水道利用者の皆さんからの料金収入で運営しています。今後も安心・安全な水の供給に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

☆新料金表（税込み・1箇月分）

区分	基本料金 （※改定前と変更は、ありません）		超過料金（1㎡当り） （※（ ）は改定前の料金）	
	使用水量	料金	使用水量	料金
口径 13 mm 及び 20 mm	5 ㎡まで	525 円	6～10 ㎡	78.75 円（84.00 円）
			11～20 ㎡	89.25 円（94.50 円）
			21～30 ㎡	147.00 円（157.50 円）
			31～50 ㎡	199.50 円（210.00 円）
			51 ㎡以上	231.00 円（252.00 円）
口径 25 mm	10 ㎡まで	3,150 円	11～20 ㎡	105.00 円（115.50 円）
口径 30 mm		4,200 円		
口径 40 mm		7,350 円		
口径 50 mm		11,550 円		
口径 75 mm		24,150 円		
口径 100 mm		42,000 円		
臨時用	—	—	1 ㎡につき 1,050 円	

☆《家庭で多く使われている口径 13 mm の場合の水道料金（2箇月分）の例》（税込み）

使用水量	新料金	旧料金	軽減額	使用水量	新料金	旧料金	軽減額
0～10㎡	1,050円	1,050円	0円	60㎡	6,562円	6,930円	△368円
20㎡	1,837円	1,890円	△53円	70㎡	8,557円	9,030円	△473円
30㎡	2,730円	2,835円	△105円	80㎡	10,552円	11,130円	△578円
40㎡	3,622円	3,780円	△158円	90㎡	12,547円	13,230円	△683円
50㎡	5,092円	5,355円	△263円	100㎡	14,542円	15,330円	△788円

問合せ 上下水道課 水道担当 ☎62-0728

○浄化槽使用料は？

排除量（水道使用量）	1箇月の使用料（税込）	
10㎡まで	基本使用料	1,575 円
10㎡を超え20㎡までの分	1 ㎡につき	136.5 円
20㎡を超え30㎡までの分		157.5 円
30㎡を超え50㎡までの分		178.5 円
50㎡を超え100㎡までの分		199.5 円
100㎡を超え200㎡までの分		220.5 円
200㎡を超え400㎡までの分		241.5 円
400㎡を超え600㎡までの分		262.5 円
600㎡を超える分		283.5 円

○そのほかの補助制度は？

町では、トイレの改造資金の融資あっせんを提携金融機関へ行っています。これは融資にかかる利子を町が補助するものです。ぜひ、ご活用ください。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎62-0728

○町管理型浄化槽事業の申し込み先は？

町管理型浄化槽事業の申し込みについては、下記業者にて一括して窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。（個人が負担する費用の事前の見積もりも無料で行います。）

○お申し込み・相談窓口

会社名 嵐山町浄化槽 P F I 事業株式会社

住 所 嵐山町大字志賀432-3（新埼玉環境センター(株)内） ☎62-8177

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎62-0728

【排水設備の設置】
公共下水道が使用できるとなると、台所や浴室・洗濯などの汚水を公共下水道へ排除するための排水設備（個人の敷地内に設置）を下水道指定工事店に依頼し、設置しなければなりません。排水設備の設置は個人負担となります。工事内容や費用などは指定工事店からの見積書などで十分検討してください。

【水洗便所への改造】
既存のくみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に公共下水道へ接続する水洗化便所への改造が義務づけられています。また処理区域内で家を新築する場合には、建築基準法により公共下水道へ接続する水洗便所でない建築できません。

3月31日より、大字川島の一部、志賀地区の一部（図示箇所）で公共下水道が新たに供用開始します。供用開始に伴い、次のことが義務付けられます。

新供用開始区域



公共下水道の一部が新たに供用開始
川島・平沢地区